

2010年6月経済産業省の「産業構造ビジョン2010」

1 アジアの市場拡大に対応した、5戦略分野（①インフラ関連／システム輸出②文化産業③環境・エネルギー課題解決産業④医療・介護・健康・子育てサービス⑤先端産業）に国が集中的支援

2-1 日本企業の競争力確保のため、国が主体的に戦略的国際標準の策定

2-2 産業再編・棲み分けのための環境整備など政策的対応

3 国内の物流インフラなどを他国と遜色ない水準で整備し、世界水準のビジネスインフラ実現

4 政府は相手国の外交・経済政策面を含めた、相手国のニーズに細やかに対応

国交省「方策2011」「方策2012」

「PPP/PFI等の必要な企画・立案・調整能力の底上げとノウハウの蓄積を図るため、新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築」
日本型CM方式の検討による発注者のニーズに応じた多様な契約方式の導入に向けた具体的な検討を開始する必要

「重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成」「過剰供給構造の是正と不良不適格者の排除」「保険未加入企業の排除」

「大都市環状道路の整備、空港・港湾の整備など、特に三大都市圏においてボトルネックとなっている道路、空港、鉄道、港湾インフラを一体的に整備する」（「中核都市や地方都市においては・広域的な視点を踏まえたインフラ相互の連携や高い経済効果が見込まれるミッシングリンクの解消を図り、震災を踏まえた災害に強いネットワークとして総合的に整備」経団連成長戦略2011）

「海外市場における受注獲得のためには事業初期段階からの戦略的支援が効果的であり、このため、トップ・セールスや案件形成支援を強化する業界との連携を強化するとともに、現地発注機関への働きかけを戦略的に実施することが必要である」

・定量的分析→売上高減少に伴う固定費削減方策として○技能労働者の外部化、賃金の低下等、○企業数としては過剰、○若年入職者が減少技能技術喪失の危機⇒「足腰の弱さ」

建設政策研究所の見解

地域建設産業の発展

・国内景気を回復させ、日本経済を再生するには、安定した雇用と賃金水準の確保が第一。地域に密着した産業、特に地域の中小商工業、農林漁業、建設業を再建・発展させる必要がある。
・建設産業は本来、国内産業であり、地域産業、地域に根ざし地域社会・住民に貢献することこそ、本来の建設産業の役割

・日本型CM方式やPPP/PFI方式の導入は、公共事業の公共性を失わせ、民間企業による営利事業化につながり、公共物の安全性への懸念や利用者の意見等が反映されにくくなる。
・公共事業の発注が大規模な金額となり、資金力に勝りCM方式やPFI方式に対応できる一部の大手建設企業に受注が集中する。

・元請業者の低価格受注による下請業者への指値低価格発注が労働者使用下請業者の技能労働者への支払い賃金低下、社会保険未加入の原因。取り締り強化は、労働者雇用企業の倒産、廃業を招く。
・社会保険料等の事業主負担額（法定福利費）を発注者が別枠明示し元請業者が専門工事会社に確実に別枠支給することが必要。
・地域建設業者の仕事を増やし、収益増大を図る
・賃金等の処遇、労働環境改善により若年労働者が魅力を感じ、将来の生活を託せる条件を保障する。
・発注者の労務費・労務経費の積算のあり方を根本的に改める。

・公共事業の大盤振舞いは一部の大手建設企業を受注の拡大につながっても、地域建設産業の受注拡大に影響がなく、財源となる消費税の増税による国民の消費購買力の落ち込みは、住宅需要の減少等につながり、地域建設産業の一層の仕事の落ち込みにつながる。

・グローバル化戦略では国内の雇用拡大や国内経済のGDP拡大はできない。結果的に建設産業は国内・地域で根なし草となり、建設産業の未来を切り開くことはできない。

・定量的分析による「過剰供給構造」論による一面的評価は誤り（2012年度の一業者当り建設投資額は1985年度と同水準）
・地域経済の落ち込みによって中小建設業向け民間工事が減少し、大手建設業者の市場占有率が上がった。

グローバル化戦略

【基本的考え方】

- I. 建設産業は本来地域産業であり、地域建設業の発展への行政施策こそ重要
- II. 建設事業は地域住民の生活の向上と安全確保及び地域経済の発展に資することが基本
- III. 多くの若年技能者の入職促進には、生活ができ将来が保障される賃金・社会保障確保が基本
- IV. 建設産業のルール確立に向け、大手元請業者の責任を果たさせる強力な建設・労働行政の展開を

提言 A
地域建設業が地域産業として持続的に活動できる行政施策を

提言 B
地域に密着した防災型、老朽化対応・地域維持型公共事業の拡大を

提言 C
賃金・社会保障の抜本的改善で若年労働者が希望を持てる建設産業に

提言 D
公共事業の公共性を明確にし、公正な競争と地域経済振興への役割発揮のために

提言 E
小零細下請業者にしわ寄せさせる重層下請構造の改善のために

個別提言

- A1 地域建設産業を地方自治体の産業行政の中に位置づける
- A2 地方自治体内に建設産業政策を担う建設産業振興組織を設け、専門職員を増加・蓄積し、政策立案・実行体制の確立を
- A3 行政は地域建設業の評価・選別による篩い分けではなく、経営力が弱くても誠実な業者への支援・育成策を
- A4 公共事業の転換による地域建設業の振興策を
- B1 不要不急の新規大規模事業を中止・休止し、地域住民の生活要求に基づく事業に転換を
- B2 既存施設の老朽化対策に財政と行政の思い切ったシフトを
- B3 防災重視の公共事業で安全・安心な地域、都市実現を
- B4 公共事業を実施する上で国民・住民の意見の尊重と参画を
- C1 賃金の抜本的改善のため職種ごとの標準賃金を設定し、労使交渉により労働協約を締結する
- C2 建退共制度を改善し、その仕組みを有給休暇制度に応用する
- C3 労働組合による労働者供給事業を通じて労働協約づくりを
- C4 公契約条例の内容の充実と広範な地方自治体での制定で公共工事の低賃金克服を
- C5 建設労働者の技能向上のための労使による教育・訓練制度の確立を
- C6 個人請負労働者の「労働者性」を認め、労使関係の確立を
- C7 社会保険・労働保険の加入は賃金と社会保障制度の改善で
- D1 ダumping競争を防止し、公正な競争が確保できる入札・契約制度を
- D2 発注政策の改善で地域建設産業の振興を
- D3 公共工事の積算・予定価格づくりは積み上げ方式で
- D4 設計労務単価づくりは市場調査方式をやめ、標準生計費を基本に設定する
- D5 公共事業の設計・監理・運営は、公共機関が責任を持って実施を
- D6 公契約条例の制定で公共物の品質確保を
- D7 公共事業の公正な競争や地域建設業の振興に逆行するTPPへの参加に反対を
- E1 労働者の個人請負化をなくし雇用を明確にすることにより際限のない重層下請化の防止を
- E2 建設業法を改正し工事受注業者の直接施工を明確化する
- E3 建設業法の厳格な監督・適用体制を確立し、発注者と受注者、元請と下請の対等・公正な取引関係の確立を
- E4 安全衛生管理、労働災害防止での元請責任を果たさせるために労働安全衛生法の厳格な適用を
- E5 請負の最初の段階から消費税・法定福利費の別枠明示・別枠支給の仕組みの確立を